

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	固定資産税（土地）評価替えに係る鑑定評価に関する業務委託														
履行場所	市長が指示する場所														
委託の内容	本業務は、令和９年度土地評価替えに向けて、地方税法第３８８条に規定する「固定資産評価基準」に基づき、本市の土地価格事情に精通している不動産鑑定士に、基準地・標準地の鑑定評価を行わせ、地価公示価格、相続税路線価、地域間の価格と比較してバランスが確保された価格を報告させる。 また、愛媛県が鑑定評価を実施した県地価調査地点については、価格調査基準日（令和８年１月１日）の評価時点に修正した価格を報告させる。														
履行期間	令和	7	年	10	月	2	日	～	令和	8	年	3	月	31	日
契約年月日	令和	7	年	10	月	2	日								
契約金額	137,269,110			円	※単価契約の場合の単価										
契約の相手方	住所	松山市三番町4丁目8番地7													
	名称	公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会 会長 大西 泰祐													
選定理由	地方税法第３８８条に規定する「固定資産評価基準」に基づき、３年毎に評価替えを実施している。そして、宅地の評価は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用している。 また、その価格を活用するに当たっては、全国および都道府県単位の情報交換や調整を行うことによって、価格バランスを考慮することが必要となっている。 以上の要件を満たすことが出来るのは、公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会のみであるため、当該業者を指名する。														
契約担当課	資産税課														
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号														

- （注意） 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2. 契約金額が、2, 000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。